

資料編

《異変連絡記録票》

① 異変確認日時

平成 年 月 日
午前・午後 時 分

④ 異変の状況

- A ポストに新聞や郵便物が 日分溜まっている。
- B 日中でもカーテンが閉まったままになっている。
- C 玄関が開いているのに応答がない。
- D 電話をかけても住人がでない。
- E 何日も洗濯物が干しっぱなしになっている。
- F 日間姿が見えない。
- G いつも行っている除雪をしなくなった。
- H その他 ()

② 連絡先

③ 対象者の氏名

(住所)

(電話)

異変連絡記録票は保管して下さい

《見守り要請・対応記録票》

■ 見守り要請日時

平成 年 月 日 曜日 / 時 分

■ 対象者の氏名

氏名 _____ 電話 _____

住所 _____

■ 見守り要請先

--

■ 見守り要請内容

--

■ 町内会・自治会としての対応内容

--

(訪問型用)

札幌あい(愛)・あい(目)ネット事業

訪問・配達時に地域の高齢者と日常的に接する機会の多い事業者の皆様には“地域のアンテナ役”をお願いします

高齢者の見守り・安否確認は、隣近所や町内会が主体となっていくことが基本ですが、これら以外にも複数の見守りネットワークを持つことでより安心なまちづくりにつながることから、札幌市では地域のアンテナ役としての事業者の下記の取組みに対して、ご協力をお願いするものです。

<地域のアンテナ役（訪問型）とは>

訪問、配達などの日常業務の中で高齢者の様子をそれとなく気にかけていただき、**異変を早期に発見**、必要な支援につなげることが役割です。

☆☆☆ アンテナ役の実例の具体例 ☆☆☆

下記のようなことがあれば、※**地域包括支援センター**へご連絡下さい。

(既に独自の連絡ルートをお持ちの場合は、従来どおりの対応をお願いします。)

なお、訪問先で明らかに人が倒れているなど**緊急を要する場合は、救急車の手配や警察へ連絡**して下さい。

記

- 訪問先で、新聞・郵便物が溜まっており、呼びかけに応答が無い。
- 暗いのにカーテンが開いたまま、テレビがつけっぱなしで、呼びかけに応答が無い。
- いつも除雪しているのに、急に何もしなくなった。 など

※受付時間：9時～17時(土日、祝日、年末年始(29日～3日)を除く)

地域包括支援センターとは？

市が高齢者に関する相談窓口として設置しており、以下の仕事を行っています。

- ・要支援認定を受けられた方の介護プランを作成します。
- ・高齢者やご家族の介護や福祉のさまざまなご相談に応じます。
- ・悪質な訪問販売や高齢者虐待のご相談に応じます。
- ・地域の方々と連携した介護予防の取り組みを行っています。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師など専門職員がご相談をお受けしています。

〇〇区第〇地域包括支援センター (担当地区 〇、〇)

札幌市〇〇区〇〇町〇〇 電話 011-〇〇〇-〇〇〇〇

札幌あい(愛)・あい(目)ネット事業とは

この事業は、市民への啓発に重点を置いて孤立死防止に向けたさまざまな取組みを行うもので、具体的には1)相談窓口の開設、2)出前講座、3)パンフレットの作成、4)シンポジウムの開催をしています。また、このチラシに掲載している“事業者と連携した見守りや安否確認等の取組み(モデル事業)”も、この事業の一つとして行っています。

このチラシ等に関するお問い合わせは

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 TEL211-2976

(来店型用)

札幌あい(愛)・(目)ネット事業

来店時などに地域の高齢者と日常的に接する機会の多い事業者の皆様に“地域のアンテナ役”をお願いします

高齢者の日常生活における困りごとや介護サービスが必要であるにもかかわらず未だ利用していない方について、サービス提供を受けるきっかけづくりにつなげるため、札幌市では地域のアンテナ役としての事業者の下記の取組みに対して、ご協力をお願いするものです。

<地域のアンテナ役(来店型)とは>

来店時における日常の業務の中で、高齢者の様子をそれとなく気にかけていただき、状況に応じて**認知症の早期発見や生活機能の低下予防・改善**につなげていくことが役割です。

☆☆☆ アンテナ役の実例の具体例 ☆☆☆

下記のようなことがあれば、“**地域包括支援センターについてのチラシ**”などを活用して**来店者へ周知**願います。また、**必要に応じて、※地域包括支援センターへご連絡**下さい。
記

- 毎日来店しているのに、4、5日来ていない。
 - 服装が、汚れが目立ち、乱れてきた。
 - レジでの支払いがスムーズにできなくなっている。
 - お届け伝票に住所記載することが困難になっている。 など
- ※受付時間:9時～17時(土日、祝日、年末年始(29日～3日)を除く)

地域包括支援センターとは？

市が高齢者に関する相談窓口として設置しており、以下の仕事を行っています。

- ・要支援認定を受けられた方の介護プランを作成します。
- ・高齢者やご家族の介護や福祉のさまざまなご相談に応じます。
- ・悪質な訪問販売や高齢者虐待のご相談に応じます。
- ・地域の方々と連携した介護予防の取り組みを行っています。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師など専門職員がご相談をお受けしています。

〇〇区第〇地域包括支援センター(担当地区 〇、〇)
札幌市〇〇区〇〇町〇〇 電話011-〇〇〇-〇〇〇〇

札幌あい(愛)・あい(目)ネット事業とは

この事業は、市民への啓発に重点を置いて孤立死防止に向けたさまざまな取組みを行うもので、具体的には1)相談窓口の開設、2)出前講座、3)パンフレットの作成、4)シンポジウムの開催をしています。また、このチラシに掲載している“事業者と連携した見守りや安否確認等の取組み(モデル事業)”も、この事業の一つとして行っています。

このチラシ等に関するお問い合わせは

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 TEL211-2976